# 公益財団法人佐々木泰樹育英会選考規程

（目的）

第１条　この規程は，公益財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という）定款第35条の規定に基づき設置される選考分科会の運営に関し，必要な事項を定める。

（各選考分科会の種類）

第２条　定款第35条第２項に規定する事業の選考分野ごとに選考分科会を置く。

２　選考分科会は，次の各号のとおりとし，理事会の諮問により，それぞれ奨学生候補者，助成対象候補者，表彰候補者（以下，総称して「事業対象候補者」という）の選考を任務とする。

(1) 建築奨学生選考分科会

(2) デザイン・工芸美術奨学生選考分科会

(3) 医学奨学生選考分科会

(4) 口語詩句奨学生選考分科会

(5) 口語詩句賞選考分科会

(6) その他，本財団事業に必要な選考分科会として理事会が定めるもの

（選考委員）

第３条　選考委員は，各選考分科会の選考分野における経験及び知見を有する者，又は本財団理事のうちから，理事会が選出し，理事長が委嘱する。

２　各選考分科会の選考委員は，３名以上とする。

３　各選考分科会は，各選考分科会の選考分野における経験及び知見を有する選考委員が２分の１以上でなければならない。

４　各選考分科会は，外部の者が２分の１以上でなければならない。外部の者とは、本財団の評議員，理事，監事及び使用人以外の者をいう。

５　選考委員の任期は，選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし，再任を妨げない。

６　選考委員の謝礼及び費用の支払いについては，別に定める「選考委員の謝礼及び費用に関する規程」による。

７　選考委員は，本財団事業対象者になるべく申請した者との関係が次の各号のいずれかに該当するときは，当該申請者に関する議案の審議及び候補者選定に加わることができない。

(1) 選考委員の三親等以内の親族が申請者であるとき。

(2) 理事会が，審議及び議決に際して公正かつ適正な判断を妨げるおそれがある特別な関係を選考委員と申請者との間に認めたとき。

８　選考委員は，選考分科会に自ら出席して意見を述べなければならず，代理人の出席は認められない。
９　選考委員名簿は公表する。

（選考分科会）
第４条　選考分科会の会議は，理事長が招集する。
２　選考分科会は，原則として全選考委員の出席をもって成立するものとし，事業対象候補者の選考は，選考委員の総意をもって理事会に答申する。
３　理事会は，前項の答申を踏まえ，事業対象者を決定する。

（資格確認）
第５条　本財団は，本財団事業の募集に応じた者（以下「応募者」という）に，次の各号に定める書類の提出を求め，事業対象候補者の資格の有無を確認する。
(1) 本財団が指定する応募申込書
(2) 住民票（本籍欄省略不可，個人番号非記載）
(3) 在学証明書，又は合格証明書等
(4) 証明写真
(5) その他，各事業応募要領に規定する書類

（面接審査）
第６条　選考分科会は，本財団事業対象候補者選考のため，面接審査を実施することができる。

（選考答申）
第７条　選考分科会の審議については，その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。
２　選考分科会の選考結果について，前項の議事録と併せて，事業対象候補者を理事会に答申する。
３　選考にあたり，同一年度において，同一人を本財団の複数の奨学金事業における奨学生とすることはできない。
４　選考にあたり，本財団以外の奨学金事業における奨学生であることは不問とする。

（事務局）
第８条　選考分科会の事務は，本財団事務局が行う。
２　事務局の職員は，本財団事業の広報活動，選考委員及び応募者等との連絡，会議日程の調整，資料及び議事録の作成その他必要な事務を行う。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は，理事会の決議を経て行う。

附則１　この規程の施行に関し，必要な事項は別に定める。

附則２　この規程は，2020 年 6 月 1 日から施行する。

附則３　この規程は，2020 年 10 月 8 日から施行する。

附則４　この規程は，2021 年 4 月 26 日から施行する。

附則５　この規程は，2024 年 6 月 1 日から施行する。

附則６　この規程は，2026 年 5 月 28 日から施行する。